

1. 生徒心得

本校生徒は実践目標に掲げた「正しい判断・自主的行動」を体現するため、日常の生活において次に示すことがらを遵守して、誠実で礼儀正しく規律ある生活を送ること。

(1) 礼儀

礼は互いに敬愛と親和の情をあらわすものであり、ひいては秩序を正すものであるから、これを尊重すること。よって、あいさつをし、無作法な態度を自重すること。

(2) 服装

服装は、別に定める服装規定による。

(3) 校内生活

集団の生活においては規律が大切であり、個性の伸長とともに学校集団の一員として、その規律を維持するよう努めなければならない。

1) 登校

始業 10 分前には登校し、諸準備を完了すること。遅刻は他の生徒の学習の妨げとなり迷惑をかけることになるので、絶対に遅刻をしないように心がけること。

2) 授業

ア. 毎時始業のチャイムがなった時点で教室で静かに教科担当の先生の来るのを待ち、授業の初めと終わりには姿勢を正して先生に礼をすること。

イ. 授業の時刻になっても先生が来ないときは、週番は職員室に行き、速やかに連絡をとること。

ウ. 授業中は姿勢を正し、静粛を保ち、私語や怠業をせず、教科の学習に専念すること。

エ. 始業時から終業時までは原則として校外に出ないこと。但し、やむを得ない理由で外出するときは、HR 担任の許可を受けること。

3) 下校

ア. 放課後、用事のない生徒は下校時刻までになるべく早く下校すること。

下校時：4 月～9 月 ー ー ー 午後 5 時 3 0 分

10 月～3 月 ー ー ー 午後 5 時

イ. 下校時刻延長の必要がある場合は、担任または先生の許可を受けること。

4) 欠席・欠課・遅刻・忌引

ア. 病気その他やむを得ない事由で欠席・遅刻・早退する場合は、保護者を通して電話その他の方法により担任に連絡すること。但し、病気により一週間以上欠席するときは医師の診断書を添え、欠席届を提出すること。

イ. 忌引の日数はつぎの通りとする。

○父母(7 日) ○祖父母(3 日) ○兄弟姉妹(3 日) ○伯叔父母(1 日)

○同居の親族(1 日)

5) 休学・退学・転学の願・届

休学・退学・転学および住所・姓名・保護者の変更は所定の様式によって願または届を出すこと。

6) その他の願・届

つぎの場合は願い又は届を出すこと。

○証明書(成績・卒業見込・在学証明書・調査書等)の交付を受けようとする場合。

○旅客運賃割引証(学割交付願)の交付を受けようとする場合。

○公有物を使用する場合。

7) 所持品

ア. 所持品には必ず記名しておくこと。

イ. 教科学習および特別活動に必要な用具以外は学校に持参しないこと。

ウ. 金銭、物品の貸借はできるだけ慎重、貴重品の管理は各自が責任をもって行うこと。

- エ. 金銭・物品を紛失し、または、拾得した場合は係の先生に届け出ること。
- オ. 校内ではみだりに携帯電話等を使用してはならない。

8) 儀式・集会

- ア. 儀式・集会などのときは、その意義をよく認識して積極的に協力し、会場では静粛を保つこと。
- イ. 集合・解散は迅速、かつ、静かに行動すること。
- ウ. 会場準備、後片付け等は、係の先生の指示により学年輪番制で行う。

9) 自治活動

- ア. 自治活動をするときは特活部に届け出て、その許可と指示を受けること。
- イ. 掲示板は、重要で緊急な連絡・内容が多いから常に注意して見落とさないようにすること。
- ウ. 生徒が掲示しようとするときはその内容、責任者名、掲示期間等を特活部に届け出て許可を受けること。また掲示が終わったら直ちにに取り除くこと。

10) 美化・衛生

- ア. 校舎内外の分担区清掃は毎日実施して、清潔保持に努めること。
- イ. 清掃用具は大切に扱い、常に所定の箇所に一定数備えておき、不足した場合は係の先生に申し出て補充すること。

11) 校舎・校具の保全

- ア. 学校の建物・器具等は丁寧に取り扱い、使用後は所定の場所に必ず整頓しておくこと。
- イ. 校舎・校具等を破損した場合は、速やかにHR担任に届け出てその指示を受けること。(原則として当該生徒が弁償するものとする。)

12) 風紀・交友

- ア. 上級生は下級生を親愛の情をもって指導し、下級生は上級生を尊敬し、互いに校友として謙虚な態度で助けあい協力しあうこと。
- イ. 男女の交際は常に明朗で節度を保ち、軽率で慎みを欠くような態度はとらないこと。

13) 禁止事項

- ア. 生徒心得に違反する行為。
- イ. 喫煙・飲酒。
- ウ. 暴力・脅迫。
- エ. 生徒として不適当な場所への出入り。
- オ. 考査中の不正行為。
- カ. クルマ・バイクの暴走行為。
- キ. 無断バイク通学。
- ク. アルバイトを行う際は、速やかにアルバイト承認願を提出し許可を得てからアルバイトを行うこと。また、帰宅時間を考慮し就業時間は夜 21 時までとする。
- ケ. 授業中の携帯電話の使用。
- コ. その他法令・内規に触れる一切の行為、および生徒として望ましくない行為。

(4) 校外生活

- 1) 校外生活は校内生活と同様、教育活動の重要な一部であるから生徒としての自覚を堅持し、互いに戒め助け合い社会的責任を持った行為をしなければならない。
- 2) 他団体との関係
他団体との交渉、またはその他活動に参加する場合は学校の指示・許可を受けること。
- 3) 交通道德
 - ア. 交通法規を守ること。
 - イ. 自転車通学の際は「自転車通学に当たっての留意事項」を遵守し、事故の防止に努めること。
 - ウ. バス・電車等の車内では老人や身障者などに対して進んで席を譲り他の乗客に迷惑をかけないこと。

4) 外出・外泊

- ア. 外出・外泊をする場合は、保護者にその目的・場所・帰宅予定時間等を明らかに告げること。

自転車通学に当たっての留意事項

交通事故が多発している今日、以下のことに、十分注意して、事故に遭わないよう努めなければならない。

1. 自転車に乗る前に点検・整備・調整を十分に行うこと。
 - (1) ブレーキはよくきくか。
 - (2) 警音器はよくなるか。
 - (3) タイヤは摩耗していないか。空気圧は十分か。
 - (4) 前照灯・尾灯は点灯するか。反射材は完備しているか。
 - (5) ハンドルは極端に変形していないか。
 - (6) カバン類を乗せる荷台はしっかりしているか。
 - (7) 学校で規定された標識が貼付してあるか。
2. 自転車に乗るときはかかとをつぶしたりせず、靴をきちんと履いて走行すること。
3. 二人乗りは絶対にしないこと。
4. 走行するときは車道の左端路側帯または自転車通行可歩道を一列で通行すること。また、自転車通行可歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないようにすること。
5. 通学路は出来るだけ危険の少ない道路を選ぶように努め、狭い道路から広い道路に出るときは、必ず一時停止して安全を確認すること。
6. 道路の横断は信号機のある所か、横断歩道を渡ること。
7. 自転車に係る信号、標示、標識等をよく確認し、守ること。
8. 雨天のとき、傘をさして片手ハンドルで走行しないこと。
9. 事故に遭った場合は必ず相手を確認しておき、(加害、被害の別を問わず)速やかにH R 担任に連絡すること。ショックを受けたとはいえ、事故現場を離れたり逃げたりしないこと。

2. 服装規定

(1) I 型服装

[冬 月 服] (着用期間 10 月 1 日～5 月 31 日)

- 1) 上着(本校指定のもの)
- 2) ズボン(本校指定のもの)
- 3) ネクタイ(本校指定のもの) 全学年統一
- 4) ワイシャツ(本校指定のもの) 白無地ワイシャツ

(2) II 型服装

- 1) 上着(本校指定のもの)
- 2) スカート(本校指定のもの) スカート丈は、膝中心とする。
- 3) リボン(本校指定のもの) 全学年統一
- 4) ブラウス(本校指定のもの) 角衿白無地ブラウス
- 5) 本校指定のネクタイを着用することができる。

(3) その他

- 1) セーター(本校指定のもの)
I・II 型兼用 自由購入
- 2) 上着のボタン穴に学年色校章(エンジ、紺、グリーン)を付ける。
- 3) 登下校時には、上着(本校指定のもの)を着用する。
- 4) 防寒用として、本校指定セーターと本校指定ニットベストを着用できる。授業時等はセーター・ニットベストのみの着用を認める。

(1) I型服装 〔夏服〕 (着用期間6月1日～9月30日)

- 1)ズボン(本校指定のもの)
- 2)半袖シャツ(本校指定のもの)
白無地半袖シャツ

(2) II型服装

- 1)半袖ブラウス(本校指定のもの) 角衿白無地ブラウス
- 2)スカート(本校指定のもの) スカート丈は、膝中心とする。

(3) その他

- 1)ネクタイ・リボンは使用しなくてもよい。
- 2)I型・II型とも、本校指定のニットベストを着用できる。

3. 頭髪規定

- (1)髪型はみだりに流行を追わず、高校生として見苦しくない髪型とする。

4. その他

- (1)化粧やマニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラーコンタクトなどはしない。
- (2)通学で防寒着を使用する場合は、派手な色柄を避ける。
- (3)マフラー・手袋は華美なものは避ける。
- (4)靴は黒・茶の革靴(合成皮革靴も可)とし、運動靴も可とする。サンダル(クロックス等)は禁止とする。
- (5)ソックスは派手な色は避ける。
- (6)上履は本校で決めた学年指定のもの以外は使用しない。体育館シューズは、体育館のみの使用とする。

5. 交通関係の規程については、下記の通りとする。

(1) 原付(バイク)通学許可基準

バイクによる通学は本人の事情により、下記の条件を満たした場合に限り、生徒指導部
で 審議の上、承認された生徒にバイク通学を認めることができる。

1) 許可条件

ア. 居住場所が、本校より直線距離で6km以上で(図参照)、かつ、公共交通機関が不便で
あり、通学が困難な場合。但し特別の事情ある者については、内規の適用を柔軟に行
うことができる。

イ. 免許取得後、1ヶ月以上を経過した者。

ウ. 部活動加入者で顧問及び学年から部活動のため必要と認められた者は、1年次の9月

以

降に許可する。

エ. 部活動加入者以外は、2年次の4月以降で学年から認められた者。

オ. 自動二輪免許を取得していない者。

2) 遵守事項

ア. 通学用バイクは50cc未満とし、一切の改造をしてないものとする。

イ. 通学時のヘルメットはフルフェイスヘルメットとする。

ウ. バイク置き場は専用の駐輪場とする。

エ. 事故防止のため、8時30分までに登校を完了し、学校敷地内はエンジンを止め、バ
イクを押して歩く。

3) バイク通学許可の停止・取り消し事項

ア. 交通法規・規則等に違反した場合。

イ. 居住場所が許可条件に合わなくなったり、許可条件に反した行為をした場合。

ウ. 生徒指導上の問題行動を起こした場合。

エ. 改造・ナンバーの加工・運転マナーの苦情等があった場合。

オ. その他、バイク通学が不適切と考えられる場合。

(2) 原付（バイク）免許取得の手続きについて

- 1) 原付（バイク）免許取得は保護者の同意を必要とする。ただし、免許を取得しようとする場合には「原付（バイク）免許取得願」を担任まで提出すること。

届出手続き：保護者・本人→担任→生徒指導部交通係

- 2) 免許取得のための受講は、授業日を避けること。
- 3) 運転免許を取得した者の義務（50cc未満）
 - ア. 運転免許を取得した者は担任を通じて交通係に届けること。
 - イ. バイク免許を所持する者は、原則として運転技術講習を受けること。
 - ウ. 安全運転に心がけること。

(3) 普通自動車運転免許取得について

- 1) 本校生徒は、内規により運転免許取得のために必要とする学科の履修・技能の練習は、自動車学校以外では認めない。
- 2) 自動車学校へ入学する場合には、所定の手続きに従って学校長の許可を受けること。

(4) 自動車学校入学許可の手続き

- 1) 入学を希望する者は担任までその旨を申し出て、「自動車学校通学許可願」を入校予定日の5日前までに担任に提出すること。
- 2) 入学許可の手続きはつぎのとおりとする。
生徒→担任・学年→交通係・生徒指導部長→教頭→校長
- 3) 校長の許可を受けた後、入学手続きを完了した者は、自動車学校の教習手帳について生徒指導部交通係、担任・学校から定期的に点検を受けること。
- 4) 運転免許を取得した者は、担任を通じて交通係に届け出る。

(5) 入校日について

入校期日は3年次の10月1日以降とする。 (6) 自動車学校通学についての心得

1) 受講時間について

- ア. 放課後とし、授業に支障をきたさないこと。
- イ. 自動車学校通学のための欠席・遅刻・早退は認めない。ただし、仮検、卒検、本検の場合は特に例外として受験のための欠席を認めることができる。
- ウ. 考査1週間前および考査期間中の受講は認めない。

2) 自動車学校における服装、言動について

- ア. 自動車学校においてはもとより、通学途上においても、つねに本校生徒としての品位を保つように、服装・言語・行動について注意すること。
- イ. 本校の名誉を傷つけるような非行はしないこと。

3) 他人の車同乗について

自動車学校通学途上、他人の車に同乗しないこと。

4) 免許取得後の指導について

免許取得者は下記の事項を遵守すること。

- ア. 通学途上、又は校外等いかなる場所においても車を使用しない。

5) 内規違反者の取り扱いについて

上記の免許取得に違反した者は、特別指導とする。

(6) 免許取得者の義務その他について

通学途上および家庭において交通事故、あるいは違反をおこした場合は、速やかに担任を通じ、係へ申し出ること。

(7) 自動二輪免許取得について

- 1) 自動二輪の免許については、在学中これを取得してはならない。
- 2) 上記の取得禁止規程に抵触した場合（無免許運転、自動二輪同乗等も含む）は、指導するものとする。

6. アルバイトについて

(1) アルバイト許可申請と決裁までの手続きについて

- 1)「アルバイト許可願」（所定用紙）に生徒本人・保護者・雇用主が記入し、担任に提出する。（アルバイト開始予定日の1週間前程度には提出すること）
- 2)担任は保護者に連絡し、アルバイト許可申請の確認をする。
- 3)担当学年は「アルバイト許可願」を検討し、承認後、生徒指導部に提出する。
- 4)生徒指導部で検討し、教頭・校長の決裁を得る。

(2)アルバイト許可申請時及び実施上の注意事項

- 1)1年生については夏期休業期間から許可申請受け付ける。
- 2)アルバイト許可願はアルバイトを始める1週間前には提出すること。
- 3)アルバイトの終了時間は午後9時00分までとし、午後10時には帰宅すること。
- 4)許可期間はその年度内の前期（4月～9月）と後期（10月～3月）に分け、それぞれ許可申請を行うものとする。また、アルバイトをやめた時は担任に申し出ること。
- 5)定期考査の1週間前及び期間中は学業に専念し、アルバイトはしないこと。
- 6)原則として学校生活の怠惰な者や成績不振者には許可はしない。
- 7)学校生活に支障が出たり、または成績が著しく低下した場合は担任は保護者と連絡を取り、状況によりアルバイトをやめるように指導する。
- 8)長期休業中のアルバイトは原則として休業期間の概ね半分程度とすること。

※ 6)については欠席・遅刻が多い（遅刻指導を受けたなど）、定期考査で評定1を有する者や評定平均が2.9以下の者が該当する。新年度（4月）は前年度の学年末考査の成績で、それ以降については申請時の定期考査の成績を判断基準とする。